

絶対に利用しないで！！！

**感染症等**の混乱拡大に伴い、給与の買取り等とうたい、違法な貸付けをする

『給与ファクタリング』など、新手の**ヤミ金融被害が発生しています。**

**ヤミ金融被害**に遭うと、負債がふくらみ**生活が破綻**する恐れがありますので絶対に利用しないでください。

*■対策１*　　借りる前にまず確認！

登録のある貸金業者であるか確認しましょう。

1. インターネットで調べる…

【金融庁ＨＰはこちら】　　　　　　　　　　　　　【大阪府ＨＰはこちら】

　<https://clearing.fsa.go.jp/kashikin/index.php>　　　　　<http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/kashikin_kakunin/index.html>

1. 電話をして確認する…大阪府金融課貸金業対策グループへご連絡ください。

*■対策２*　　もう借りてしまった・・・！

大阪府警察本部 **『悪質商法１１０番』** へご連絡ください。

【連絡先】　（０６） ６９４１－４５９２　　　【受付時間】　平日　９：００ から １７：４５ まで

***そうなる前に、まずは以下の対策を！！！***

**▼▼給与ファクタリングとは▼▼**

ファクタリングとは本来、売掛債権の売買取引であり、金銭の貸付けに該当せず貸金業登録は

不要です。しかし、給与の買取り等とうたう『給与ファクタリング』は、サラリーマンやパートタイム

労働者などの賃金債権を業者が買取り金銭を交付、給与の支給があった後に個人を通じて資金を

回収するため、実質的に貸付けと同様の機能を有し『**貸金業』**に該当します。

そのため、登録を受けずにこのような業務を営む者は、**違法なヤミ金融業者**です‼

※インターネットやSNS等で広まっており、高額な手数料等を要求してくる場合があります。

※労働基準法上、賃金は原則、直接労働者に支払わなければならないため、金銭を交付した業者は

個人から資金を回収するほかに資金の回収方法がありません。

※インターネットやSNS等で広まっており、高額な手数料等を要求してくる場合があります。

※労働基準法上、賃金は原則、直接労働者に支払わなければならないため、金銭を交付した業者は

個人から資金を回収するほかに資金の回収方法がありません。

感染症等の混乱に乗じた

違法な給与ファクタリングを

*利*用しないで！！

＜お問い合わせ先＞

大阪府 商工労働部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【連絡先】 （０６） ６２１０－９５０６

中小企業支援室 金融課 貸金業対策グループ　　　　　　【受付時間】 平日　９：００ から １８：００ まで